

市町村立学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月29日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第6-1873号

市町村立学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員のへき地手当等に関する規則（規則第6-492号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
別表第1（第2条、第4条関係） へき地学校級別区分			別表第1（第2条、第4条関係） へき地学校級別区分		
所在地	学 校	級別区分	所在地	学 校	級別区分
(略)	(略)	1 級 地	(略)	(略)	1 級 地
糸魚川市	根知小学校 <u>南能生小学校</u>		糸魚川市	根知小学校	
(略)	(略)		(略)	(略)	
魚沼市	須原小学校		魚沼市	<u>入広瀬小学校</u> 須原小学校	
(略)	(略)		(略)	(略)	
佐渡市	(略)	2 級 地	佐渡市	(略)	2 級 地
魚沼市	南佐渡学校給食センター <u>入広瀬小学校</u>		(略)	南佐渡学校給食センター	
(略)	(略)		(略)	(略)	
佐渡市	赤泊小学校	3 級 地	佐渡市	<u>高千小学校</u> 赤泊小学校 <u>高千中学校</u> (略)	3 級 地
佐渡市	内海府小学校 <u>高千小学校</u> (略) 内海府中学校 <u>高千中学校</u> (略)	4 級 地	佐渡市	内海府小学校 (略) 内海府中学校 (略)	4 級 地
(略)	(略)		(略)	(略)	
別表第2（第2条関係） 準へき地学校			別表第2（第2条関係） 準へき地学校		
所在地	学 校		所在地	学 校	
長岡市	<u>東谷小学校</u> 小国小学校		長岡市	小国小学校	
(略)	(略)		(略)	(略)	
(略)	(略)		<u>糸魚川市</u>	<u>南能生小学校</u>	
			(略)	(略)	
別表第3（第3条関係） 特別地学校			別表第3（第3条関係） 特別地学校		
所在地	学 校		所在地	学 校	
(略)	(略)		<u>長岡市</u>	<u>東谷小学校</u>	
			(略)	(略)	

糸魚川市 (略)	下早川小学校 <u>中能生小学校</u> (略)	糸魚川市 (略)	下早川小学校 (略)
-------------	--------------------------------	-------------	---------------

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。